

質疑回答事項通知書

業者各位

平成27年5月8日～平成27年5月12日入札執行の予定である「平成27年度市営向野西住宅3号棟耐震診断及び実施設計委託業務」の仕様について質疑がありましたので、下記のとおり通知いたします。

質疑事項

No.	質疑事項	回答
1	仕様書6枚目に住戸内(間取り)改修とありますが、確認申請の業務が発生する内容でしょうか。発生する場合、申請費は別途の計上と考えてよろしいでしょうか。	住戸内(間取り)改修については、確認申請の業務が発生する内容ではありません。
2	外壁改修の調査の範囲はどのくらいでしょうか。調査はどのような手法ですか。	外壁全体のクラック及びモルタル浮き等について、実施設計に反映出来る内容の調査をお願いします。
3	監理は別途と考えてよろしいでしょうか。	監理は別途です。
4	公共下水道への接続は具体的にはどのような方針となりますか、また新規の場合、開発負担金がある場合別途と考えてよろしいでしょうか。	西住宅3号棟及び4号棟の下水を設置済の宅内枅に接続する内容です。又、開発負担金は別途です。
5	その他打合せ及び現地調査の結果によるものとありますが、どのような業務が想定されますか。	西住宅3号棟の改善工事を行う上で必要な業務です。
6	追加業務で関係法令等に関わる関係各機関との打合せ及び申請業務は具体的にどのような項目を想定されますか。また、必要時、申請費用は別途と考えてよろしいでしょうか。	西住宅3号棟の改善工事を行う上で必要な打合せ及び申請業務です。それに伴う申請費用については、本工事に含まれます。
7	住戸内間取改修について、界壁の一部を撤去し2戸1化にする様な構想はありますか。	質疑内容の構想はあります。

8	<p>入札に参加する者に必要な資格として「耐震補強設計業務及び確認申請業務を元請として契約を締結し、誠実に履行したこと」とありますが、耐震補強設計のみの業務の場合、確認申請は発生しません。耐震補強設計業務と確認申請業務は違う二つの業務の実績を有していれば良いという事でしょうか？</p>	<p>実施設計を行う中で、駐輪場の増設等確認申請を伴う業務が発生するおそれがあるため、今回必要な資格として確認申請業務の実績を求めました。そのため違う業務の実績でも構いません。</p>
9	<p>公告文 2.入札に参加する必要な資格(5)実績についてですが、平成17年4月1日以降に大阪府市町村の発注委託業務において、耐震補強設計業務及び確認申請業務を元請として契約を締結し、誠実に履行したこと。と記載がありますが、耐震補強設計業務と確認申請業務の契約については、それぞれ業務が別の業務実績の契約でもよろしいですか？</p>	<p>よろしいです。</p>
10	<p>コア採取位置については、通常は耐震壁を対象としていますが、仕様書によりますと、非耐力壁となっております。又、共同住宅の場合は、採取位置が制限される事も多いため、採取位置決定については耐震壁・非耐力壁にこだわらないと言う考えでよろしいですか？</p>	<p>よろしいです。</p>
11	<p>公的な判定機関については原則大阪府内と記載がありますが、工程及び混み具合によっては近隣他府県も考えられます。打合せによっては近隣他府県でもよろしいですか？</p>	<p>原則大阪府内でお願います。状況によっては監督員との協議によります。</p>